

富士見荘指定訪問介護事業所運営規程

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)

【訪問型サービス】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みちのく協会が開設する富士見荘指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 富士見荘指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 岩手県八幡平市柏台2丁目5番15号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問型サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする
- (2) 営業時間 8:00 より 18:00 までの 10 時間とする

(訪問介護の内容)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料等)

第7条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、関係法令に規定する額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は、事業所からの区間 1 キロメートル当たり 40 円を徴収する。

交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八幡平市西根地区及び松尾地区とする

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(賠償責任)

第 11 条 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対し、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第 13 条 事業所は、身体拘束等の適正化の推進のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(相談・苦情対応)

第 14 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した個別サービス計画に位置づけた訪問型サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に備えるため、地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任者を定め、非常災害が発生した際もその事業が継続できるように、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 16 条 訪問型サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 訪問型サービスに対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問型サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みちのく協会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(第 12 条虐待防止に関する事項の新設)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第 13 条身体拘束等の適正化に関する事項の新設)

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(第 5 条営業日及び営業時間の変更)